判例研究

〔商法　四九八〕　未払込分割保険料と相殺した保険金残債務の遅滞にかかる時期

（千葉地裁平成二〇年三月二七日判決（一部認容・確定）
判例タイムズ一二八三号二三八頁）

〔判決要旨〕

一　保険料分割払特約が付されている火災保険契約において、保険契約者が保険金の支払を受ける前に未払込分割保険料を一時に払い込む旨の特約がある場合、上記特約は保険金支払債務の履行期後に払込期限が到来する未払込分割保険料債務を、保険者において、保険金支払債務と相殺することを可能にすべく、未払込分割保険料債務の期限の利益を喪失させることを定めた規定と解すべきであり、未払込分割手数料債務に先履行義務を定めたものと解することはできない。

二　未払込分割保険料債務と保険金債務とは同時履行の関係に立つと解することはできず、相殺により消滅した未払込分割保険料を控除した保険金債務の残額については、定款所定の履行期の経過により遅滞に陥ると認めるのが相当である。

〔参照条文〕

民法四一二条二項三項、五〇五条一項、五〇六条、五三三条

〔事実の概要〕

原告X_1は、登記簿上、寿司及び和食の食堂営業等を目的とする有限会社であり、原告X_2は、X_1の代表取締役である。X_1はX_2所有の木造二階建の店舗併用住宅（以下、「本件建物」と呼ぶ。）で、寿司・割烹店を営業していた。X_1は、被告Y損害保険会社との間で、以下のような約定により、

本件各契約（以下、「本件契約1」、「本件契約2」とする。いずれも店舗総合保険）を締結していた。本件契約1は契約締結日が平成一六年二月一二日、保険期間が平成一六年二月一二日から平成一七年二月一二日まで、目的物が本件建物、本件建物構内の家財一式、設備・什器・備品等、保険金額計五〇〇〇万円、保険料が各回二万三四四〇円ずつの一二回払である。また、本件契約2は契約締結日が平成一六年四月一五日、保険期間が平成一六年四月一五日から平成一七年四月一五日まで、保険金額が基本契約五〇〇万円、目的物　本件建物構内の商品・原材料・仕掛品・半製品・製品等、保険料各回七七六〇円ずつの一二回払いである。なお、本件各契約には、いずれも保険料分割払特約（以下「分割払特約」とする。）が付されており、その六条には、「年額保険料の払込みを完了する前に、保険金の支払により、この特約条項が付帯された普通保険約款……の規定により、この保険契約が終了する場合には、保険契約者は保険金の支払を受ける以前に未払込分割保険料（年額保険料からすでに払込まれた保険料の総額を差引いた額をいいます。）の全額を一時に払込まなければなりません。」と規定されていた。また、本件保険約款二六条一項には、「保険契約者または被保険者は、保険の目的について損害が生じたことを知ったときは、これを当会社に遅滞なく通知し、かつ、損害見積書に当会社の要求するその他の書類を添えて、損害の発生した日から三〇日以内に当会社に提出しなければなりません。」、同三一条には、「当会社は、保険契約者または被保険者が第二六条……の規定による手続をした日から三〇日以内に保険金を支払います。（以下略）」とあり、さらに同三二条一項には、「第一条（保険金を支払う場合）第一項から第四項までの損害保険金の支払額がそれぞれ一回の事故につき保険金額……の八〇％に相当する額をこえたときは、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。」と規定されていた。

本件建物は、一階は店舗として、二階はX_2並びにX_2の長男である訴外A、その妻、A夫婦の長男及び次男の住居として使用されていたが、平成一六年六月二一日午後二時ころ、本件建物において火災（以下、「本件火災」とする。）が発生し、全焼した。

X_1およびX_2（以下、「Xら」とする。）は、Yに対し、遅くとも本件火災の翌日である平成一六年六月二二日までには本件火災を通知し、その後、損害見積書等を提出して、保険金の支払を請求したが、Yは保険金支払を拒絶した。

そこで、Xらは本件各契約に基づき、X_1について保険金一八五五万七五九一円、X_2について保険金四四〇〇万一七〇〇円、及びこれらに対する本件火災の通知後三か月が経過した日である平成一六年九月二二日から支払済みまで商事法定利率年六分の割合による遅延損害金の支払をそれぞれ求め、訴えをおこした。

本件の争点は、①本件火災は、X_2又はその関係者の故意により生じたものか（以下「争点1」とする。）、②本件火災によってXらに生じた損害の額（以下「争点2」とする。）、③本件保険金債務の履行期、未払保険料債権と本件保険金債権との相殺の可否及び本件保険金債務が履行遅滞に陥る時期（以下「争点3」とする。）である。

Xらの請求に対し、Yは以下のような抗弁をした。まず、争点1については、①出火原因・出火当時の状況をはじめ、火災当時のXらの行動や経済状況等諸般の事情を総合すると、本件火災はX_2又はその関係者の故意の放火により生じたものであるというべきである、と主張した。争点2については、Yは、Xらの主張のうち、X_1につき、計一五〇〇万円、X_2につき、計四二〇〇万円についてのみ認めるとした。

争点3については、Yは以下のような抗弁をした。

本件各保険契約については、「仮にYが保険金を支払う場合には、いずれも損害保険金額の支払額が保険金額の八〇%に相当する額をこえるため、本件約款三二条一項の規定により、本件火災の発生した平成一六年六月二一日の時点で終了しているから、分割払特約六条の規定により、保険契約者たるX_1は、保険金支払を受ける以前に、未払込分割保険料を一時に払い込まなければなら」ず、「本件契約1については一六万四〇八〇円、本件契約2については六万二〇八〇円の分割保険料が未払となっているところ、……X_1からの上記未払込分割保険料の支払がなされない限り、Yの保険金支払債務が履行期にないことは明らかである」から、「Xらの保険金請求は、未だ履行期の到来していない債権を行使しようとするもので、失当である」というものであり、さらに予備的に、「YのX_1に対する未払込分割保険料債権を自働債権とし、Xらの本件保険金債権を受働債権として、対当額で相殺することを主張するが、この場合、YのXらに対する保険金支払債務は、Yの相殺の意思表示の翌日から遅滞に陥るというべきである」と主張した。

これに対し、Xらは、「本件約款は原則として……（損害発生を）通知し、かつ所定の書類を提出してから三〇日

以内に支払うこととされているところ、X_2は本件火災当日に損害の通知を行い、YはX_2に対し、本件火災発生の日から二ヶ月後には損害保険金を支払うよう告げている」こと、「本件各契約では店舗休業損害金の限度額に関する約定復旧期間は三ヵ月とされていること」から、「本件保険金債務については、遅くとも、上記損害の通知の日である平成一六年六月二一日から三か月を経過した同年九月二二日をもって、その履行期が到来したものというべきである」とした。また、本件保険金債務の履行期に関しては、「分割払特約六条の解釈によれば、同条に定める未払込分割保険料債務が発生するのは、保険会社が保険契約者に保険金を支払う旨通知したときであるところ、本件では、YはX_1に対し、保険金を支払わない場合であると主張し、保険金支払通知をしていないのであるから、X_1のYに対する未払込分割保険料債務は発生していない」と主張し、「また、仮に、未払込分割保険料債務が発生していたとしても、その未払込分割保険料の履行期は、分割払特約六条が『以前に』と定めていることからすると、保険金の支払を受ける時点までと解すれば足りる。……よって、未払込分割保険料支払債務は、その性格上、保険金支払債務に対し先履行とならない」とした。さらに相殺及び履行遅滞に関するYの主張については、「そもそも本件では、X_1の未払込分割保険料の支払債務は発生していない」、とした。

なお、Yは、係争中である平成一九年一〇月四日の本件第六回口頭弁論期日において、X_1に対する未払込分割保険料債権を自動債権とし、本件保険金請求権を受動債権として、その対当額において相殺する旨の意思表示をしている。

〔判　旨〕

争点1については、Yの列挙する故意の事故招致を推認する事実について、そのいずれも故意の事故招致を裏付けることはできないとして、「以上を総合すれば、本件火災が偶然に発生したものでないと認めることは……できない」として、Yの主張を斥けた。また、争点2については、X_1については計一八三七万一九〇二円、X_2については、計四三七五万九八〇〇円とした。その上で争点3については以下のとおり判示した。

一　本件保険金債務の履行期について

「本件約款二六条及び三一条……によれば、保険金支払債務の履行期は、保険契約者等が保険の目的物に損害が発生したことを保険会社に通知したうえ、所定の書類を提出した日から三〇日の経過により到来するものと解される。

……そして、証拠……によれば、……遅くとも損害発生通知日の三〇日後である同年七月二二日までには、所定の書類を提出したものと認められる。そうすると、本件保険金の履行期は、同日から三〇日の経過により到来することとなるから、平成一六年八月二一日の経過により到来したものと認めるのが相当である」。

二　分割払特約六条の定めについて

「……『以前に』とは、通常当該時期を含む意味の文言として用いられ、同条の文理上、必ずしも上記先履行義務を定めたものとは解されないうえ、火災保険の性質上、火災による損害のため、保険契約者において火災発生後の未払込分割保険料を直ちには払い込めない場合が容易に想定できることからすると、火災事故発生後にも、先に未払込分割保険料の払込がなければ、保険金を支払わない旨約款で定めていると解するのは、火災による損害を填補するという火災保険金の機能とも相容れないものであり、合理的な解釈とは考えがたい。思うに、分割払特約六条の趣旨は、保険料を一括で支払った保険契約者との均衡を図るとともに、保険会社の保険給付義務の対価たる保険料収入を確保する点にあるものと解される。すなわち、保険会社は、火災が発生し、保険の目的に損害が生じた場合には、履行期までに保険金を支払わねばならないが、一方で、保険料につき、分割払特約によって保険金債務の履行期までに払込期限が到来しない部分がある場合、期限の利益を付与したままでは、保険金支払後にその部分の分割保険料が支払われない危険がある。そこでかかる危険を回避するために、同条において、分割払特約を締結した保険契約者についても、保険契約が終了した場合には未払込分割保険料を一時に支払うべきことを定めたものと解するのが相当である。

　そうだとすると、同条は、保険金債務の履行期後に払込期限が到来する分割保険料債務につき、保険会社において、保険金債務と相殺することを可能にすべく、未払込分割保険料債務の期限の利益を喪失させることを定めた規定と解すれば足り、またこのように解するのが保険契約における両当事者の合理的意思に合致するものというべきである」。

三　相殺について

「……分割払特約六条は、保険金債務の履行期には、保険金債権と未払込分割保険料債権が相殺適状となるべく、未払込分割保険料債務につき、保険金債務の履行期に期限の利益を失うことを定めていると解されるのであるから、本件保険金債務の履行期には、X_1による未払込分割保険料債務も履行期にあるといえ、Yにおいて上記両債権をその

対当額で相殺することは妨げられない。そして、Yは、XらのYに対する保険金債権を受働債権とした相殺の主張をするところ、本件ではXら両名がいずれもYに対して保険金債権を有しているが、相殺における双方債務については、原則として対立関係にあることが要求される（民法五〇五条一項）ことからすると、本件において受働債権となる保険金債権は、X_1の有するものであると認めるのが相当である」。

四　本件保険金債務の遅延損害金起算日について

「……Yは、前記相殺の意思表示の翌日まで、本件保険金債務がその全額につき遅滞に陥らないとして、前記最高裁平成九年七月一五日第三小法廷判決の判旨を引用する。

しかしながら、上記最高裁判決は、請負契約における請負人の報酬債権が、その全額につき、注文者の瑕疵修補に代わる損害賠償請求権と同時履行の関係に立つとした、最高裁……同九年二月一四日第三小法廷判決……の判断を前提としていたものである。しかるところ、そもそも同時履行関係は、双務契約上発生する両債務に対価関係があることを根拠として認められるものであるが、一般に、火災保険等の損害保険契約は、一方当事者である保険契約者は必ず保険料支払義務を負うのに対し、他方当事者である保険会社は、保険事故が発生した場合には保険金支払義務を負うものの、保険事故が発生しなければ保険金支払義務を負わないのであって、保険会社の義務の発生が必ずしも確実でない等の点において、通常の有償双務契約とは異なる性質を有するものであり、かかる性質については本件各契約においても変わるところはないことからすれば、本件未払込分割保険料債務と本件保険金債務が、対価関係に立つものと直ちに解することはできず、これが同時履行の関係にあることを前提とするYの上記主張は採用できない。したがって、X_1との関係においては、本件保険金債務のうち、相殺により消滅した未払込分割保険料相当額を控除した残額については、上記……に判示した履行期の経過により遅滞に陥っていると認めるのが相当である」。

〔研　究〕

判旨に賛成。

一　これまで、保険契約において、保険料未払の際の保険契約当事者間の法律関係や反対債務である保険金債務の帰趨については、最高裁昭和三七年六月一二日第三小法廷判決（いわゆる「みまき荘事件」。民集一六巻七号一三二二頁）や、分割払保険料が支払猶予期間内に支払われなかっ

た場合の保険者の保険金支払の免責が問題となった最高裁平成九年一〇月一七日第二小法廷判決（民集五一巻九号三九〇五頁）等があった。これらの事件はたとえば、前者については、保険料が未払のために（約款規定により解除となり）保険金支払義務はないのを前提とした上で、保険者側がその対価である既経過保険料を請求できるかどうかが問題となり、後者については、分割払保険料の猶予期間経過後、その滞納保険料が支払われた場合における保険金支払免責の可否が問題となった。これに対し、本件判決は、初回保険料は支払われていて保険契約者側の給付はなされており、保険金債務は確定的に発生しているのを前提とした上で、未払分割保険料債務と保険金債務との履行の先後関係や、履行期および相殺後の残債が遅滞にかかる時期、そして保険契約の双務性に言及しながら同時履行の抗弁の有無について判示した初めての判決であり、この点において先例的意義を持つものである。本件判決の争点は多岐にわたるが、このうち、事実認定の問題である争点1および争点2については立ち入らず、争点3を中心に検討する。

二　保険金支払義務の履行期について

商法上特に規定がなく、契約の本質上、履行期は保険事故による損害発生時と解せられるが、遅滞にかかる時期は民法四一二条二項により、保険者が損害発生を知ったときより遅滞にかかるとする見解（倉澤康一郎「保険法通論」（三嶺書房・昭和五七年）七〇頁、笹本幸祐「保険金支払債務の履行期・遅滞責任発生時について―最判平成九年三月二五日民集五一巻三号一五六五頁を素材として―」福岡大学法学論叢四四巻三・四号（平成一二年）五四九頁）と、民法四一二条三項により期限のない債務と解し、保険者が請求を受けた時期から遅滞にかかる見解（東京地判明治四一年六月三〇日法律新聞五一三号二二頁、田辺康平「保険金債務の履行期、履行遅滞の生ずる時期及び消滅時効期間の始期」損害保険研究五六巻二号（平成六年）七頁）とに分かれる。実際には、保険金額の査定その他必要な調査をするための時間が必要であることから、「三〇日」という猶予期間が置かれる。この約款規定の意味については、保険金支払請求の効力としての保険会社の遅滞発生時期を延期する特約として、保険会社の遅滞は、原則として保険金請求を受けたときから三〇日を経過した時に生ずるものと実務上解されてきた（田辺康平＝坂口光男編（田辺康平＝野村修也筆）「注釈住宅火災保険普通保険約款」（中央経済社・平成七年）二四〇頁）。この点、本件判決は（通知および所定の手続後）

「三〇日」をもって保険金債務の履行期とした最判平成九年三月二五日判決（以下、「三月二五日判決」とする。民集五一巻三号一五六五頁）を引用する。上記約款規定を遅滞発生時期の特約と解するか、履行期についての約定と解するか見解の違いはあり、私見では履行期は損害発生時とした上で、約款規定は遅滞発生期の特約と解するが、いずれにせよ、約款所定の猶予期間経過をもって保険金債務が履行遅滞にかかる点については変わりはない。

次に、本件約款の分割払特約六条の解釈についてであるが、本件判決は、「以前に」の文言解釈のほか、右特約の趣旨として、①一括払いで保険料を支払った保険契約者との均衡を図ること、②保険者に未払込保険料を確保させること、の二点を挙げ、保険者に保険金債務と未払込保険料債務を相殺させるべく未払込保険料債務の期限の利益を喪失させた規定と解している。これらについては、あるいは「保険料不可分の原則」の観点からも意味を有しようが、同特約の意義はむしろ、保険料債務と保険金債務とを相殺させることで、保険契約者に対し、速やかに保険金の給付を受けさせる、という保険契約者側の保護にあると考えられる。この点、本件判旨は合理的かつ妥当な判断である。

三　次に保険料と保険金の相殺を認めたうえで、両債務の間に同時履行の抗弁権が認められるか、および、それにより相殺後の残債がいつから履行遅滞にかかるか、という問題について検討する。同時履行の抗弁権とは、双務契約における双方の出捐を対価的に見合う当事者間の意思に基づき、対立する債務がともに弁済期になったときに履行上の牽連関係を認める制度で、公平の原則から認められるものであり（我妻栄「債権各論上巻（民法講義Ⅴ）」（昭和二九年・岩波書店）八八頁、五十嵐清＝谷口知平編（沢井裕＝清水元筆）「新版注釈民法（13）」（平成八年・有斐閣）四五九頁）、同抗弁を行使しうる間は履行遅滞にかからない。仮にY主張の通り、保険金債務と保険料債務とが同時履行の関係にあるとすれば、相殺の意思表示をするまでは保険金債務は履行遅滞にかからないということになる。

保険契約の有償性、双務性については、一般に疑いのないところであるが、具体的に、保険契約者の負担する保険料支払という給付あるいは債務に対し、保険者のなすいかなる反対給付とが対価関係にあるのか（有償性）、あるいは、保険者の負担するいかなる給付義務が牽連関係に立つのか（双務性）が問題となる。

この点、諸説あるが大別すると、有償性については保険

料給付に対し、保険者の負担する危険負担給付とが有償関係であるとし、双務性については保険料債務と「条件付（正確には「不確定な」）保険金支払債務とが双務関係に立つ、とする（仮に「不確定保険金債務説」と称する。大森忠夫「保険法〔補訂版〕」（有斐閣・昭和六〇年）八二頁、野津務「新保険契約法論」（野津務保険法論集刊行会・昭和四〇年）七六頁等）。この説に立つ者は、同時履行の抗弁権はその両債務が履行期にあることを前提とするので、保険事故発生前に保険料支払債務と「不確定な」保険金支払債務との間に同時履行の抗弁に関する民法の規定の適用は認められず、保険事故発生後の確定した保険金支払義務との間に同時履行の抗弁が認められるとする（大森「保険契約の法的構造」（有斐閣・昭和二七年）五六頁）。

これに対し、有償性の問題については、保険者側の給付を危険負担給付とし、双務性においても、保険料債務と危険負担債務との間に牽連関係を認める、という学説（仮に「危険負担債務説」と称する。倉澤・前掲三四頁以下、鈴木辰紀「火災保険研究」（昭和四四年・成文堂）九頁（補注2）以下、西島梅治「保険法〔第三版〕」（悠々社・平成一〇年）一六頁等）がある。

本件判決では、「……保険会社の義務の発生が必ずしも確実でない等の点において、通常の有償双務契約とは異なる性質を有するものであり、……本件未払込分割保険料債務と本件保険金債務が、対価関係に立つものと直ちに解することはできず……」としていることからすると、本件判決は、「危険負担債務説」に拠っていると考えられる。「危険負担債務説」に対しては、①そもそも「危険負担」とは何か不明確であること、あるいは危険負担の実質とはつまるところ条件付保険金支払義務の負担といえるが、それを債務の目的とするのであれば、保険者の契約上の意思の内容は、その義務を負担する義務の引受ということになり、当事者の意思と実体が乖離した技巧的・擬制的な説明である（大森「保険法」八二頁注(一)）とか、②「危険負担債務」が、契約締結と同時に格別の履行行為なく履行されるとすれば、それを拒絶するということは何を意味するのか不明である、といった批判（大森「保険契約における対価関係について」法学論叢八八号一・二・三号（昭和四五年）二六頁以下）もあるが、判旨のごとく考えるならば、未払分割保険料債務と保険金債務は同時履行の関係に立たず、よって（相殺後の保険金残債務が）履行遅滞にかからない、という効果は発生しないことになろう。

しかし仮に、上記「不確定保険金債務説」の立場に拠る

ならば、どう考えるべきか。この点、Yは（最高裁平成九年七月一五日第三小法廷判決（以下、「七月一五日判決」とする。民集五一巻六号二五八一頁、判例タイムズ九五二号一八八頁）及びその前提となる最高裁平成九年二月一四日第三小法廷判決（以下、「二月一四日判決」とする。民集五一巻二号三三七頁、判例タイムズ九三六号一九六頁）を引用して、未払込保険料債務を差し引いた保険金債務残額の履行遅滞の起算点は相殺の意思表示の翌日まで遅滞に陥らない、と主張しているので、その当否について検討する。

上記二月一四日判決は、請負契約における報酬支払債務と瑕疵の修補に代わる損害賠償請求権との同時履行を認め、民法五三三条の同時履行の抗弁権を準用する民法六三四条二項の解釈を明らかにしたものであり、「請負契約において、仕事の目的物に瑕疵があり、注文者が請負人に対して瑕疵の修補に代わる損害賠償債権を求めたが、契約当事者のいずれからも相殺の意思表示が行われなかった場合又はその意思表示の効果が生じないとされたときは、両債権（報酬債権と修補請求権に代わる損害賠償請求権）は民法六三四条二項により同時履行の関係に立ち、契約当事者の一方は、相手方から債務の履行を受けるまでは、自己の債務の履行を（全額）拒むことができる」と判示したものである。ただし、「瑕疵の程度や各契約当事者の交渉態度に鑑み、瑕疵の修補に代わる損害賠償債権を持って報酬債権全額の支払を拒むことが信義則に反すると認められるときはこの限りでない」とする。

本来、請負契約において、注文者は請負代金との対価性のゆえに不完全な給付の履行を拒み、債務の本旨に従った履行があるまでは報酬の支払を拒みうる。瑕疵の修補請求が認められるのも、その一環である。そして、瑕疵の修補請求に代えて損害賠償を請求した場合、それは瑕疵修補の延長線上にあるものであり、仮に同時履行を両者の債務の対等額に限定するならば、損害賠償を選択した注文者は直ちに請負代金の支払いを余儀なくされることとなり、瑕疵修補請求の場合と比べ、均衡を失することになるため、損害賠償の場合にも全額に同時履行の抗弁が適用される。これは、この損害賠償額を裁判所が判断したときに請負人が既に受領した報酬を費消してしまっている、というリスクがあるから注文者をしてこれを回避するとともに、両債務の相殺を可能にすることによって実質的な代金減額を実現しようという趣旨による（日本近代立法資料叢書 4「法典調査会民法議事速記録　四」（昭和五九年・商事法務研究

会）五四七頁）。すなわち、民法六三四条二項における民法五三三条の準用の趣旨は注文者の保護である（滝沢聿代「判批」判例評論四六五号二九頁）。そのうえで同時履行の抗弁が効いている間は、双方の債務は履行期に達していたとしても、履行遅滞の効力は発生しないが、もし相殺をした場合、本来、相殺の効果は相殺適状となった時点にさかのぼって効力を生ずる（民法五〇六条二項）から、相殺適状時から履行遅滞になるのではないか、という疑いが生ずる。これに対し、上記七月一五日判決は、「……注文者が……瑕疵修補に代わる損害賠償請求権を自働債権とする相殺の意思表示をしたことにより、注文者の損害賠償請求権が相殺適状時にさかのぼって消滅したとしても、相殺の意思表示をするまで、注文者がこれと同時履行の関係にある報酬債務の全額について履行遅滞による責任を負わなかったという効果に影響はない」から、「注文者は……相殺後の報酬残債務について、相殺の意思表示をした日の翌日から履行遅滞による責任を負うものと解する」ものと判示しているのである。

上記二つの最高裁判決に基づいて、請負契約における請負代金債権と瑕疵修補債権に代わる損害賠償請求権とが同時履行の関係にあり、かつ対等額で相殺した場合でも、その残債務の履行遅滞に係る時期が相殺の意思表示の翌日からとされるのは、注文者と請負人との衡平という観点から、注文者の保護を図るという目的があるからである。それゆえ、信義則上、注文者を保護する必要性のないときには、注文者はその全額について同時履行の抗弁を主張できず、（相殺後の残債の）履行遅滞に係る時期も、原則に戻って、相殺適状時に遡る、ということになる。本件事例と比較してみると、もともと瑕疵修補を確保するために、同時履行を認める必要性のある（請負契約における）注文者に対し、本件事例における保険者はといえば、確かに、未払分割保険料の確保という要請は働くものの、それは保険事故発生に伴い、（約款により）保険契約が終了し、保険金支払義務が発生していったん当事者間の関係を精算しなければならない場合であって、しかもその分割保険料は保険金と相殺することによって、むしろ保険契約者側に、特約により与えられていた保険料支払に関する期限の利益を放棄させ、「繰り上げて」回収するものであるから、当事者の衡平の観点からすれば、保険者側に同時履行の抗弁を許す必然性は存在しないように思われる。そうだとすれば、相殺後の保険金残債務の遅滞発生の時期も原則に戻り、相殺適状時ということになるが、本件の場合、保険金債務の遅滞発生

期については定款の特約があるので、結局、定款所定の遅滞発生期（支払期限の日）にかかることになる。以上の検討から、本件判決に賛成する。

四　なお、本件判決のスタンスについて、新保険法における本件判決の適合性という観点から付言しておきたい。

新保険法は保険契約者保護の見地から、特に家計保険につき、保険契約者側に不利であった条文・約款規定を修正する判例理論等を取り入れ、現在の社会経済の実情に適合させるべく明文化している（山下友信「基調講演　保険法現代化の意義」ジュリスト一三六八号六〇頁）。保険金の支払時期についてもまた、保険給付を行う期限を定めた場合であっても、（その期限が）保険給付を行うに当たり必要な事実の確認等を行うのに相当な期間の後の日である場合には、当該期間の経過を持って期限とする、という旨の規定（保険法二一条一項）を置き、さらに、この規定を片面的強行規定と位置づけ、上記規定で反する特約で被保険者に不利な内容を定めたものは無効とする、という規定も置いている（同二六条）。これによれば、保険金債務の履行期（遅滞発生期）は、定款所定の期間か、調査を行うのに相当な期間を経過した日のうちいずれか先の日、と解せられよう。本件判決は、前述の三月二五日判決において問題とされた事故調査期間の延長（同判決では、「保険者が（約款所定の）期間内に必要な調査を終えることができないときには、これを終えた後、遅滞なく支払う」とする約款但書規定の効力につき、一方的に保険契約者に不利益を負担させるとして、保険契約者保護の見地から但書規定の効力を否定した）ではなく、未払込分割保険料が残っていたことを奇貨として、保険金債務の未到来や同時履行の抗弁の存在を理由とした履行期あるいは履行遅滞にかかる時期の延伸が主張された事例であるが、（必要書類提出後）「三〇日」という、明示的かつ妥当な調査期間であると考えられる保険金債務の遅滞発生期を厳守し、その延伸を認めなかったという点において、結論的には、保険契約者保護という新保険法のスタンスとも親和的であるといえよう。

堀井　智明

〔追記〕　本件判決の評釈としては、出口正義・保険毎日新聞二〇〇九年二月四日号四頁以下がある。